

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	安平町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.abira.lg.jp/kurashi/kurashi-guide">http://www.town.abira.lg.jp/kurashi/kurashi-guide</a>

執行機関名 安平町教育委員会

学資の貸与及び支給に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの(奨学生)
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安平町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第8の項 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第三条	安平町育英基金奨学金給与要綱 第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校 <sup>1</sup> の学生並びに専修学校の専門過程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門過程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な就学の環境を整備し、もって次世代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第2条 この要綱の適用を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、本町に居住する者の子弟で、 <u>高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校(専門課程)</u> に在学し、 <u>学業及び人物ともに優秀かつ健康であって、学資の思弁が困難と認められるものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		安平町育英基金奨学金給与要綱